

25西審保福第1号
平成26年1月28日

西東京市長 丸山浩一 殿

西東京市保健福祉審議会
会長 須加美明

がん検診（前立腺がん・喉頭がん）事業の利用者負担等のあり方について
（答申）

平成25年9月17日付25西市健第542号により諮問のあった標記事項について、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

がん検診（前立腺がん・喉頭がん）事業の利用者負担等のあり方について

2 答申事項

がん検診（前立腺がん・喉頭がん）受診者に対し、一定の負担を求めることはやむを得ないものと判断する。

3 附帯意見

(1) 厳しい財政状況下にあるものの、市民の健康維持を最優先事項ととらえ、がん検診事業の積極的な取組を期待する。

また、利用者負担の導入により、受診意欲が低下することのないよう、受診率の向上策をさらに講じられたい。

特に対策型検診にあっては、「がんによる死亡率を下げる」という事業本来の目的を改めて認識し、その目的達成のため不断の努力をされたい。

なお、「利用者負担」の導入に当たっては、丁寧な説明を心掛けるとともに、当該事業に対する市民意識の変化を的確にとらえ、その影響を最小限に留めるよう努力されたい。

(2) がん検診において利用者に求める負担（受益者負担）の具体的な割合は、最終的には行政が判断すべきものと考えるが、審議の中では、おおむね3割を上限とすることが望ましいという意見が大勢であった。

各がん検診事業の効果・目的等を十分に勘案し、慎重に判断することが必要である。